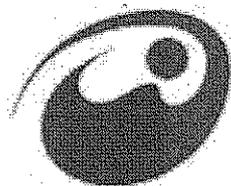


新型コロナウイルス感染症対策における

西東京市の取組・今後の対応

～市民生活・経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える～



西東京市

西東京市長の丸山浩一です。

新型コロナウイルス感染症に関する、これまでの西東京市の取組や対策について、報告します。

このたびは、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、今なお入院中の方々におかれましては一日も早い回復を願うところであります。

この間、医療関係者の皆様におかれましては、ご自身の感染の危険も顧みず、日夜最前線で感染症に対峙していただき、献身的に治療に当たっていただいていることに対しまして20万市民の皆様を代表し、また、これまで医療に携わってきた一人として大変感謝申し上げる次第でございます。

そして、市民の皆様、市内事業者の皆様におかれましては、外出自粛の要請、人との接触機会を減らすといった、これまでにない生活を強いられたこと、そして事業者の方々は、事業活動の自粛を余儀なくされ、さらには、未来を担う子どもたちは卒業式や入学式といった節目の大切な時期を、この感染症の蔓延という事態により、奪われただけではなく、長期間、学校に通えないという、これまで経験したことがない状況にさらされることとなりました。

これらの結果、今後解決していかなければならない様々な課題が浮き彫りになり、まだまだ長い道のりが待っています。

このたび、5月25日に緊急事態解除宣言が行われましたが、これは、新型コロナウイルス感染症終息への第一歩に過ぎないと考えております。

この間、市民の皆様にとっては、外出自粛を余儀なくされた生活、事業者の皆様にとっては、ご商売を自粛しなければならないという決断、そして、学校に通うこと、外で遊ぶという子どもたちにとって、これまで当たり前だった日常がなくなり、誰もが経験したことがない状況に向き合わねばなりませんでした。

また、市民の皆様には保育園の登園や学童クラブの利用の自粛等にもご協力をいただき、誠にありがとうございました。

さらに、市内公共施設についても、文化施設やスポーツ施設、さらには図書館や公民館など、普段ご利用いただいていた施設も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため長期にわたり休館とさせていただきました。これにより、市民の皆様の行動様式も一変し、その影響の大きさも計り知れないものであったと考えております。

私は、これまで「人」のいのちと健康を守るため、これまでの経験をもとに東京都福祉保健局や東京都医師会、そして地元医師会と、緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでまいりました。

この感染症は、致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられています。

また、特に、高齢者・基礎疾患を有する方では重症化するリスクが高いことも報告されていますが、現時点では、新型コロナウイルス感染症は、未だ不明な点が多い感染症であるとされております。

このような状況にあったことから、市民の皆様は、なおのこと、新型コロナウイルス感染症への不安、生活上の不安があるであろうということで、不安や疑問を、できるだけワンストップで受けられるよう、西東京市独自の専用ダイヤルの開設を急ぎました。

また、地域医療体制の状況も踏まえ、地元医師会と連携・協議し、4月28日から、市内の医療機関に発熱外来を開設していただき、市としては運営面での財政支援を行わせていただくこととなりました。

なお、PCR検査につきましても、医師会のご尽力で、5月14日には、市内に検査センターが開設されております。

私は、西東京市という「まち」の健康を支える意味において、保健・医療・福祉の面だけではなく、この状況下において事業活動の自粛を余儀なくされておられる市内事業者の方々に、早期に支援が行き届くよう、補正予算の編成を指示してまいりました。

財政的な支援は、もちろんであります。事業活動を営む皆様方の不安に寄り添い、一日でも早く元気な西東京を取り戻せるよう、職員一丸となって支援にあたってまいります。

今後でございますが、市民生活への支援をはじめ、社会経済活動や教育活動の再開への後押しを着実にを行うとともに、この新型コロナウイルス感染症の特徴を十分に理解し、今後来るおそれのある第二波・第三波の感染流行に備えるための対策もあわせて講じていく必要がございます。

基本的な感染拡大防止対策として、新しい生活様式（「3密」の回避、手洗い、マスクの着用など）を実践しながら、地域の医療・福祉体制を維持できるよう、感染拡大の防止と社会機能の維持・継続を図ってまいります。

この新型コロナウイルス感染症への対策は、長期にわたることも視野に入れ、次なる流行に備えつつ、市の体制をしっかりと整え、組織を挙げて、20万市民の皆様のいのちと健康を守る覚悟であります。

引き続き、市民の皆様の健康を第一に、この新型コロナウイルス感染症に向き合いながら市政を進めてまいりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

令和2年5月29日

西東京市長 丸山浩一

新型コロナウイルス感染症に対する西東京市の取組

「人」のいのち・健康を守る

- さらなる新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ります
- 市内医療関係機関と連携した体制づくりに努めます
- 市民の健康不安に寄り添います
- 新型コロナウイルス感染症予防における多様なニーズに応えるよう努めます

「まち」の健康を支える

- 次の流行に備え、「まち」全体で感染対策に取り組みます
- 市内事業活動の再開を後押しします
- 子どもたちの教育環境を、いち早く整え、生活面・学習面のフォローを丁寧に行います
- 次の感染流行に備え、「新しい生活様式（「3密」の回避、手洗い、マスクの着用など）」の実践を行います

1 新型コロナウイルス感染症に対する全般的な取組

危機管理対策会議	令和2年1月29日設置 全4回
新型コロナウイルス感染症 危機管理対策本部	令和2年2月21日設置 全38回
新型コロナウイルス感染症 対策本部（特措法）	令和2年3月27日設置 5月28日現在 全23回開催

- ・新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルの開設（コールセンター）
4月15日開設 ※専用ダイヤルでの相談対応件数 総数4,980件
1日当たり 184件/日 ※5月27日時点
※現在「新型コロナウイルス感染症対策・特別定額給付金専用ダイヤル」として運用

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する

これまでの主な対応・取組

(1) 市内公共施設の休館

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、この間、市内の公共施設を断続的に休館対応とし、最終的には7月末日までを休館期間としました。※5月25日の緊急事態宣言の解除により順次再開しています。

その理由は、感染症の収束の見通しが立たない中で、一定の時期（今回の場合は7月末日）を示すことで、施設を利用しての活動のイメージを描けること、また、多くの公共施設の予約は2か月前からであり、お手元にインターネット環境がない方にとっては、5月初旬の緊急事態宣言下において、公共施設のロビー端末を使用するため、「外出」せざるを得ない状況となることから、当面の判断として幅広い休止期間を設定しました（施設予約の公平性の観点からも）。

また、小刻みな施設休館の判断を繰り返すことで、その都度、ご連絡を差し上げる結果となっており、その際には多くの方から、施設再開の見通しを示してほしいとのご意見をいただきました。

なお、このたび緊急事態宣言の解除があったことから、国が示すガイドライン等を参考とした、『「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準』を定めたので、この基準に基づき、順次施設利用を再開します。

(2) 行事・催物（イベント等）の休止・延期

上記（1）同様に、市の主催行事等につきましても7月末日までを中止期間としました。※5月25日の緊急事態宣言の解除により順次実施の判断をします。

その理由は、現下の危機的状況からの見通し、増加傾向にある都内感染者数の動向、BCP（事業継続計画）に基づく事業分類による優先度、行事準備における相当期間の確保、対外的な周知期間、施設予約手続等を総合的に判断した結果、上記のとおり決定しました。

以上の判断による業務縮小の結果、新型コロナウイルス感染症対策としての新たな業務（相談業務支援や給付金事務）への応援体制の構築が可能となりました。

なお、このたび緊急事態宣言が解除されたことに伴い、7月末日までを休止期間としていましたが、実施可能なものにつきましては、再度、実施の可否を判断することとしました。

（すでに令和2年度の開催中止を決定している主なイベント）

- ・市民まつり
- ・市民文化祭
- ・市民スポーツまつり など

(3) 本市における業務継続・職員体制

地方公共団体は、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の緊要性に鑑み、出勤者の削減に最大限取り組むことが求められています（令和2年4月13日付総行公第68号 総務省自治行政局公務員部長通知）。

本市では、時差出勤、在宅勤務によるシフト勤務の実施、庁内会議室を使用した分散勤務や土日勤務による振替等、各業務の特性に応じて業務継続を図りながら、出勤者の削減にも取り組みました。

(4) 保育園・学童クラブの対応

ア 保育園

- ・緊急事態宣言期間中における保育園については、臨時休園とし、社会機能を維持するため必要なサービスに従事している方々等については、登録制による保育を実施しました。
- ・また、臨時休園により保育園をお休みになったご家庭へは、電話等による状況確認や相談を実施いたしました。

イ 学童クラブ

- ・小学校の臨時休業に伴い、子どもの居場所確保の一環として、学童クラブの開所時間を拡充し対応しました（3月）。
- ・緊急事態宣言期間中における学童クラブについては、規模を縮小し、社会機能を維持するため必要なサービスに従事している方々等を対象に開所しました。

(5) 市立小学校・中学校の対応

- ・学校の臨時休業に伴い、子どもの居場所確保の一環として、児童・生徒の受入れ（預かり）や校庭開放を実施しました。
- ・駅前情報発信プロジェクト事業の事業主体と連携し、田無駅・ひばりヶ丘駅周辺で学校給食用農産物の販売会を実施しました（3月8日・15日・22日）。
- ・各学校において、教職員が中心となり、生徒・児童の生活環境等の聞き取りを電話で行う等、個別対応を図っております。
- ・就学援助費（4月からの適用分）の申請期日を、4月30日から5月29日までに延長しました。
- ・地域のコミュニティラジオ放送局「FM西東京」との連携により、児童と学校とをつなぐ番組『西東京市ラジオ小学校』を実施し、ラジオを通して先生方の声や思いを届けました（4月30日）。
- ・「西東京市子ども元気かいプロジェクト」
教育委員会では、学校休業中の子どもたちの学ぶ意欲の持続、生活リズムを整えることを目的とした動画を作成し、公開しています。

(6) 保健・医療分野に関する取組

ア 市内発熱外来事業への支援等

西東京市医師会と連携し、4月28日から市内病院内に開設した発熱外来事業への支援を行っております（完全予約制）。

さらに、西東京市医師会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び検査体制の充実を目的に、PCR検査センターの運営を5月14日から開始しました。

イ 3～4か月児健康診査を市内医療機関（10施設）で実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保谷保健福祉総合センターで実施していた集団健診を休止しましたが、市内小児科医のご協力により、各医療機関における個別健診に切り替えて実施しています。

ウ 国民健康保険の傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をできる限り防止するため、国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルスに感染した方、または感染が疑われる方で、一定期間休業した方を対象として、傷病手当金の支給申請を受け付けています。

(7) 福祉分野に関する取組

ア 住居確保給付金事業の拡充（予算規模 9,666万円）2号補正

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じているの方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充しました。

イ 「福祉丸ごと相談」窓口での対応（田無庁舎）

令和2年2月に新たに開設した「福祉丸ごと相談」窓口において、経済的もしくは生活していく上での様々な問題を抱えているの方々を対象に生活サポート相談窓口を設置しており、5月の連休中（5日・6日の2日間）は、臨時に窓口を開設し、4月1日から5月22日までの相談件数（累計）は2,474件でありました。

相談内容は、多岐にわたっており、住居確保給付金や生活福祉資金特例貸付等、多くの相談に応じてまいりました。

ウ 高齢者支援等

・ ささえあい訪問サービス

戸外からの見守りを行いながら、直接の訪問を控え電話による状況確認を行っています。

・ 地域包括支援センター

市内8か所の地域包括支援センターでは、電話による状況確認を積極的に行うほか、市が作成したチラシのポスティング等を行う等、支援活動を継続して実施しています。

・ 高齢者配食サービス

高齢者への配食サービス配達時には、新型コロナウイルス感染症予防チラシ・熱中症予防チラシ等を配布し、周知・啓発に取り組みました。

・ 介護事業者等への支援

介護事業所、介護保険施設、ケアマネージャー等の支援や情報共有等を行いながら、連携・協力しています。

エ 障害のある方への支援

・ 要援護者の方などへ、電話による見守り等を実施しています。

・ 国から届いた医療的ケアが必要なお子さまに対する衛生用品（マスク

等)については、保護者の状況に応じて配達するなど、個別に対応しました。

・引き続き、障害福祉サービス事業所等の関係機関や民生委員の方々と連携・協力しながら対応していきます。

(8) 市内事業者に対する取組

ア 賃貸店舗等家賃補助事業の創設(予算規模 1億5,310万円) 2号補正
新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛により2月以降の早い時期から大幅に売り上げが減少し、かつ賃貸店舗の家賃支払いが大きな負担となっている飲食・サービス業などの市内中小企業・個人事業主の方に対する負担軽減及び事業継続の支援を目的に、緊急経済対策として制度を創設しました。

イ ” #西東京まぢめしプロジェクト”

市内飲食店が取り組むテイクアウト商品やデリバリーサービスを支援するため、西東京市の駅前情報発信プロジェクトの事業主体である「まちテナ西東京」による” #西東京まぢめしプロジェクト” の取組を市ホームページ等で案内しています。

市内でのテイクアウト商品やデリバリーサービスなどの情報を店側から手軽に登録でき、注文する側も写真付きのメニューから好みの店や料理を簡単に閲覧することができるアプリケーションサービスを展開しています。

(9) 特別定額給付金に関する対応(予算規模 208億1,356万円) 1号補正

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)」により実施が決定した特別定額給付金について、本市では、オンライン申請を5月9日から開始し、5月19日から支給を開始しています。

郵送申請については、5月26日から順次申請書の送付を開始し、申請受付開始日を6月1日としました(支給開始は、概ね申請から10日から14日程度)。

なお、生活が困窮し、住居確保給付金の申請をされた方に対しましては、他に優先して、5月11日から申請書をお渡ししており、5月15日から特別定額給付金の支給を開始しています。

(10) その他の取組・対応

ア 地方税法の改正により、市税の徴収猶予の特例措置が設けられ、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年同期に比べ、概ね20%以

上減少した方について、1年間の徴収猶予を行っています。また、法人が決算事務を行えないなど、法人市民税の申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請により申告・納付期限を個別に延長しています。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった世帯について、国民健康保険料、介護保険料の減免・徴収猶予を行っています。

ウ 市民や市内事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による貸付や融資等を受ける際に必要とする住民票の写しや課税（非課税）証明書等の交付手数料を無料としました。

エ 不要不急な外出自粛など、感染拡大防止対策について、青色パトロールカーでの市内巡回や防災行政無線（定時放送）による呼びかけを行いました。

オ 密集・密接を防止するため、市内公園におけるボール広場、複合遊具の利用休止、公園・緑地における注意喚起の掲示を行いました。

カ コミュニティバス（はなバス）について、不要不急の外出を抑制するため、5月14日から同月31日までの間、午後8時以降始発となる便の運行を休止しました。

キ 図書館休館中における家庭等の読書要望に対応するため、予約資料受渡しサービスを実施しました（3月13日から4月13日まで）。

3 新型コロナウイルス感染症に対する今後の取組・対応

～市民生活・経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える～

ワクチン・治療薬が開発されるまでの間、感染防止対策を徹底しつつ、市民生活・市内事業活動のバランスを図りながら、状況に応じて、柔軟にシフトチェンジできるよう対応を図っていきます。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 新型コロナウイルス感染症の特徴

- ・ 一般的な感染経路の中心は、飛まつ感染及び接触感染とされています。
- ・ 閉鎖空間では、近距離で多くの人との会話等により咳、くしゃみ等の症状がなくても感染拡大のリスクあるとされています。
- ・ 発症前2日の者や無症候の方からの感染の可能性も指摘されています。

- ・人との距離を確保することで大幅に感染リスクが下がるとされています。
- ・り患しても約8割は軽症で経過、感染者の8割は人への感染はないとの報告があります。
- ・重症度として季節性インフルエンザと比較して死亡リスクが高いとされています。
- ・この新型コロナウイルス感染症による致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザと比較して相当程度高いと考えられています。
- ・高齢者・基礎疾患を有する者の重症化リスクが高いとされています。
- ・日本での状況として症例の大部分は20歳以上、重症化割合は7.7%、致死率は2.5%、60歳以上の者及び男性の重症化割合・致死率が高いとされています。

引用 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更 政府対策本部決定）

イ 緊急事態宣言解除後の対応

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、これは新型コロナウイルス感染症の終息への第一歩にすぎません。

この感染症の特徴を十分に理解し、第二・第三の感染流行に備えるための対策を講じる必要があります。

<対策の考え方>

国の基本的対処方針及び東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」等を踏まえ、市の対応を進めます。

なお、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣が定着する社会を構築するため、国が示す「新しい生活様式」等の周知に引き続き取り組むものとします。

<行事・施設>

- ① 東京都が段階的に行う緩和措置等を踏まえ、市主催行事等の実施の可否や、市内公共施設の再開を順次行います。行事の開催や施設等の再開は、適切な感染拡大防止対策を講じ、段階的に実施します。
- ② 東京都が事業者に対する休業の再要請を行った場合は、市主催行事の実施の可否や、市内公共施設の休館等をあらためて判断します。

<感染流行時の注意喚起>

- ① 東京都が感染状況等により警戒すべき状況と判断し「東京アラート」を発動した場合は、不要不急の外出自粛など感染拡大防止策の周知を

実施します。

- ② 東京都が事業者に対する休業の再要請を行った場合は、不要不急の外出自粛など感染拡大防止策の一層の周知や3密抑制への取組を実施します。

<医療体制>

- ① 西東京市医師会による検査体制が円滑に進められるように、市民の皆様への案内及び相談体制を図り、地域医療との連携を行います。
- ② 発熱外来に対する財政支援に加え、市民の皆様の受診体制を確保するために、医療資器材の確保及び提供を行います。
- ③ 軽症者等用の宿泊療養施設の確保に向け、圏域各市と連携し、東京都との調整及び検討を行います。

(2) 市民生活を支えるための支援

ア 児童育成手当受給者への支援（予算規模 7,088万円）2号補正

ひとり親家庭等の状態にある児童を扶養している方を対象とした児童育成手当（育成手当・障害手当）受給者に対し、給付金（対象児童一人当たり3万円）を支給します。

イ 子育て世帯臨時特別給付金（予算規模 2億5,850万円）1号補正

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する0歳から中学生（新高校1年生を含む。）のいる世帯に対し、臨時の特別一時金（対象児童一人当たり1万円）を支給します（支給予定 7月中旬予定）。

対象となり得る児童 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども

ウ フレイル予防のための啓発品配布（予算規模 3,080万円）2号補正

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出を控えている方もいる中で、生活が不活発になり心身の活力が低下することが懸念され、特に高齢の方にとってはフレイル状態になる可能性が危惧されていることから、その対策としてフレイル予防グッズ等を配布します。

エ （仮称）西東京市ママパパ応援事業（予算規模 5,345万円）3号補正

※令和2年第2回定例会に補正予算を提出いたします。

新型コロナウイルス感染症を契機とした多様なニーズや不安に対応するため、保健師等の専門職による妊婦の方への全件面接を通じて、妊婦の方の感染防止のため、衛生用品（タクシー利用助成を含む。）を含む育児パッケージの配布も実施します。

(3) 市内事業者に対する取組（第2弾）

市内事業者応援資金助成事業の創設（予算規模 1億704万円）3号補正

※令和2年第2回定例会に補正予算を提出いたします。

緊急事態宣言の発令等により、外出の自粛及び休業要請などの影響で売り上げが減少するとともに、国の持続化給付金の対象とならない市内中小企業・個人事業主の方に対する負担軽減及び事業継続の支援を目的に制度を創設し、取り組みを開始します。

(4) 子育て施設・医療・介護福祉事業者支援

ア 保育施設等への臨時休園等に対する支援

（予算規模 6,369万円）2号補正

新型コロナウイルス感染症拡大の防止による保育施設の休業により保育料を保護者へ返還する保育事業者に対し、経済的支援を実施します。

対象 東京都及び西東京市が運営費を支援している認可外保育施設

イ 私立幼稚園・保育所等への消耗品購入補助

（予算規模 4,738万円）4号補正

※令和2年第2回定例会に補正予算を提出いたします。

新型コロナウイルス感染症防止のためのマスク・消毒液等の購入に対する補助を実施します。

ウ 介護事業者等への運営支援（予算規模 5,254万円）2号補正

障害福祉サービス事業者への運営支援（予算規模 4,600万円）2号補正

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、生活支援に欠かせない事業の継続を維持するため、その運営費の一部について、市が補助します。

エ 保育園 メール配信・登園管理システムの構築

（予算規模 511万円）4号補正

※令和2年第2回定例会に補正予算を提出いたします。

保育園の保護者へのメール配信、登園管理のシステムを構築します。

オ 医療資器材の提供（予算規模 533万円）2号補正

市内医療機関等における受診体制を確保するため、医療現場で不足するサージカルマスクや、防護衣等を市において購入し、市内医療機関等に提供します。

(5) 教育環境の充実

ア 中学校学習等サポーター配置事業（予算規模 769万円）2号補正

学校の再開に当たり、生活面・学習面のフォローや長期休業による学習定着度の個人差の不安解消を図るため、地域人材を活用して指導補助者を配置します。

イ オンライン学習事業の展開（予算規模 6,970万円）3号補正

※令和2年第2回定例会に補正予算を提出いたします。

学習機会を保障することを目的として、学校での授業を補完するオンライン学習（課題の提供・提出）を行う環境を整備します。

要保護、準要保護世帯のうち、インターネット環境の整備が必要な世帯を対象に、市が用意したオンライン学習用端末（タブレット等）・モバイルルーターを貸与します（通信費の6か月分は市が負担）。

ウ 小中学生に図書カードを配布（予算規模 3,114万円）2号補正

小中学校の臨時休業や図書館の休館により、子どもたちが本と接する機会が少なくなっていることから、児童・生徒への学習支援の一環として、市内の全児童・生徒（私立含む。）に対し、図書カード（2,000円相当）を配布します。

エ 図書消毒機の購入（予算規模 502万円）2号補正

図書館の再開にあたり、全館に図書消毒機を設置し、安心して衛生的な読書環境を提供します。

(6) 市内公共施設における感染拡大防止対策・施設再開の考え方

5月25日に東京都での緊急事態宣言が解除され、休館中の公共施設を順次再開することとしました。

再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定し示された「新しい生活様式」を参考に、今後の公共施設の利用基準（「施設利用の新ルール」となる『「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準』（令和2年5月25日 市対策本部決定））を設け、利用可能な定員人数、換気等の感染予防対策を施設再開に先立ち、ルール化することにしました。

また、東京都が令和2年5月22日に示した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を参考に、新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえながら施設再開に向けた西東京市の考え方を整理いたしました。